

# いわき市農業委員会第25回総会議事録

## 1 開催日時

令和2年4月20日(月) 9時30分から11時00分

## 2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

## 3 出席者(34人)

### (1) 農業委員(23人)

1 草野庄一	11 新妻信夫	21 和田正人
2 坂本和徳	12 佐川良平	22 木田テイ子
3 蛭田元起	13 鈴木理	23 小泉昌男
4 遠藤重和	14 蛭田秀史	24 佐藤吉行
5 藁谷昭夫	15 高木眞一	
6 鈴木義直	16 木幡仁一	
7 草野久仁昭	17 菅波一郎	
8 箱崎寿正	18 大竹公治	
9 松本英人		
10 油座勝三	20 岡田光男	

### (2) 事務局(11人)

太清光	事務局長
阿部伸夫	参事兼次長
小川仁一	主任主査兼農地調査係長
草野浩平	主任主査兼農地審査係長
野木隆司	主任主査兼農政振興係長
勝沼靖	農地調査係 主査
府川将人	農地審査係 主査
坂本壮示	農地審査係 主査
石島大輔	農地審査係 主査
金成聡司	農政振興係 主査
西山諒	農地調査係 事務主任

## 4 欠席者(1人)

19 油座盛明

## 5 会議の概要

事務局  
(阿部次長) 本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第25回総会にご参集を頂きましてありがとうございます。

はじめに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。

- 第25回総会議案書
- 許可申請に係る意見及び決定理由書
- 現地調査位置図
- 【資料1】いわき市農業委員会事務局規程の改正について
- 【資料2】令和3年農作業労働賃金標準額について
- 【資料3】農業者年金 加入・受給状況内訳
- 【資料4】農業委員会事務局 事務分掌・配置図
- 令和2年度 業務計画書
- 新型コロナウイルスに関する資料（国資料）

以上、9点です。

なお、いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされており、総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。

次に、農業委員会憲章唱和でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、省略させていただきます。

本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。それでは、議事に先立ちまして、草野庄一会長より、ご挨拶申し上げます。

草野会長 新たな年度の始まりにあたります、いわき市農業委員会第25回総会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、田植え時期の準備、また始まった方もおられるかと思いますが、何かとお忙しい中ご参加いただき誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大が広がる中、委員の皆様には、自己管理に徹底され幸い農業委員、事務局職員にも感染がありません。

引き続き、自己管理を徹底され、感染拡大防止に努めていただければと思います。

本日の総会は定例となります、農地法に係る許可申請等の審議のほか、例年この時期から協議を始めております令和3年農作業労働賃金標準額について進めて参ります。

草野会長 皆様には慎重かつ円滑な審議を賜りますようお願い致します。まして、挨拶とさせていただきます。

事務局 (阿部次長) ありがとうございます。  
それでは、これより議事に入ります。議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき会長が議長となり進めさせていただきます。

議長 (草野会長) それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。  
本日の通告欠席者は、議席番号19番、油座盛明委員でございます。また、議席番号12番、佐川良平委員が30分程度遅れる旨の連絡をいただいております。  
現在、委員24名中、22名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。  
次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。  
只今より、いわき市農業委員会第25回総会を開会致します。  
次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。  
議席番号6番、鈴木義直委員  
7番、草野久仁昭委員  
また、書記は事務局をお願い致します。  
なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。  
これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。  
また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。  
次に、会務報告を事務局よりお願い致します。

事務局 (阿部次長) -総会議案書2ページにより会務報告-

議 長 (草野会長) それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局 (小川係長) 説明致します。  
本日の第25回総会の案件について、「議案第6号、いわき市農用地利用集積計画について」において、訂正が1件ございます。  
詳細につきましては、議案説明の際、担当者から説明いたします。私からの説明は、以上です。

議 長 (草野会長) それでは議事に入ります。  
農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。

今回、議案第6号、いわき市農用地利用集積計画について、において、議席番号17番菅波一郎委員、議席番号21番和田正人委員が該当しております。

菅波一郎委員と和田正人委員は、該当する議案審議の際一時退室願います。

他に該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際、申し出て下さい。

それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

-議席番号12番、佐川良平委員入室-

事務局 (草野係長) 議案書の3ページをお開き願います。  
-議案第1号を朗読、審議事項を説明-  
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局 (石島主査) 議案説明書2ページをお開き願います。  
それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案説明書3ページをお開き願います。

また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。

番号1番から4番までは売買による所有権の移転でございます。続きまして、番号5番から14番までは贈与による所有権の移転で

事務局  
(石島主査) ございます。  
うち、番号 12 番から 14 番までの譲受人は新規就農者でございます。  
続きまして、番号 15 番、16 番は使用貸借権の設定でございます。  
うち、番号 15 番の借受人は新規就農者でございます。  
今月の 3 条申請面積は、田 49,568.3 m<sup>2</sup>、畑 23,212 m<sup>2</sup>、合計 72,780.3 m<sup>2</sup>となります。  
番号 1 番から 16 番までについては、3 条許可ができない場合を示した農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。  
許可要件の詳細につきましては議案説明書 6 ページから 8 ページをご覧ください。  
なお、番号 8 番の案件に関して、3 条許可要件の一つである下限面積要件は 4,000 m<sup>2</sup>に設定されております。  
説明は、以上です。

議 長  
(草野会長) 只今、事務局より、議案第 1 号について説明がありました。  
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

2 番  
坂本委員 議席番号 2 番の坂本和徳です。  
番号 1 番から 4 番、及び 12 番から 15 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議 長  
(草野会長) 続いて、事務局、お願い致します。

事務局  
(石島主査) 番号 5 番から 11 番までは贈与による所有権の移転、番号 16 番は使用貸借権の設定に係る申請であるため、事務局のみで現地を調査致しましたが、特段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議 長  
(草野会長) 只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長  
(草野会長)      ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。  
議案第 1 号について、原案のとおり可決することにご異議ござい  
ませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長  
(草野会長)      ご異議無しと認め、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定によ  
る許可申請については、原案のとおり可決致します。  
次に、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に  
ついて、事務局の説明を求めます。

事務局  
(草野係長)      議案書の 4 ページをお開き願います。  
－議案第 2 号を朗読、審議事項を説明－  
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(府川主査)      議案説明書 9 ページをお開き願います。  
議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について  
説明致します。  
配付しております、現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決  
定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いします。  
議案説明書 10 ページをお開き願います。  
番号 1 番、申請地は小名浜、登記地目は畑、転用面積は 676 m<sup>2</sup>、  
転用目的は植林です。  
以上 1 件、面積は、田 0 m<sup>2</sup>、畑 676 m<sup>2</sup>、合計面積は 676 m<sup>2</sup>とな  
ります。  
説明は以上です。

議 長  
(草野会長)      只今、事務局より、議案第 2 号について説明がありました。  
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

3 番  
蛭田委員      議席番号 3 番の蛭田元起です。  
番号 1 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題  
はありませんでした。  
報告は以上です。

議 長  
(草野会長)      ただいまの報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした  
が、その他、委員の皆様からご意見、ご質問等ございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長  
(草野会長)      ご質問がないようですので、お諮り致します。  
議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議なしとの声有り－

議 長  
(草野会長)      ご異議なしと認め、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。  
次に議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(草野係長)      議案書の5ページをお開き願います。  
【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】  
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(坂本主査)      議案説明書11ページをお開き願います。  
議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

議案説明書12ページをお開き願います。

番号1番、申請地は平、登記地目は畑、転用面積は331㎡、転用目的は一般住宅敷地です。

番号2番、申請地は平、登記地目は田、転用面積は1,490㎡、転用目的は資材置場です。

当該案件は、第18回総会において、農地法第51条第1項の違反転用に該当する案件として、是正等を会長一任と議決された案件であります。

その後、地権者に対し、原状回復するよう口頭指導を行ったところ、それに従い原状回復を行いました。

今般、改めて資材置場への転用許可申請が提出された案件であります。

番号3番、申請地は瀬戸町、登記地目は畑、転用面積は1,147.84㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号4番、申請地は山田町、登記地目は田、転用面積は1,740㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号5番、申請地は内郷、登記地目は畑、転用面積は289㎡、転用目的は駐車場等敷地です。

番号6番、申請地は四倉町、登記地目は畑、転用面積は1,250㎡、

事務局 (坂本主査)	<p>転用目的は太陽光発電設備です。</p> <p>番号7番、申請地は遠野町、登記地目は田、転用面積は1,451.89㎡、転用目的は太陽光発電設備です。</p> <p>番号8番、申請地は遠野町、登記地目は畑、転用面積は271㎡、転用目的は自己住宅敷地です。</p> <p>番号9番、申請地は小川町、登記地目は田、転用面積は1,397㎡、転用目的は太陽光発電設備です。</p> <p>番号10番、申請地は好間町、登記地目は田、転用面積は217㎡、転用目的は駐車場敷地です。</p> <p>番号11番、申請地是三和町、登記地目は田、転用面積は3,319㎡、転用目的は貯木場（間伐材置場）です。</p> <p>番号12番、申請地是三和町、登記地目は畑、転用面積は1,478㎡、転用目的は原木置場です。</p> <p>番号13番、申請地は大久町、登記地目は田、転用面積は1,921㎡、転用目的は太陽光発電設備です。</p> <p>番号14番は、工事関係者駐車場への一時転用、番号15番は、工事用仮設用地への一時転用の案件です。</p> <p>以上、15件、面積は、田11,893.89㎡、畑4,961.84㎡、合計16,855.73㎡です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。</p>
4 番 遠藤委員	<p>議席番号4番、遠藤重和です。</p> <p>番号1番から13番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>続いて、事務局、お願い致します。</p>
事務局 (坂本主査)	<p>番号14番につきましては、工事関係者駐車場での一時転用、番号15番につきましては、工事用仮設用地での一時転用であり、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今の報告では、特に問題無いと判断されるということでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。</p>



2番  
坂本委員 議席番号2番、坂本和徳です。  
番号4番の案件についてですが、現地調査時点では問題ありませんでしたが、現地調査の翌日に、資材が搬入されていました。  
許可前に作業が始まったという状況でした。

議長  
(草野会長) 現地調査後、許可前に作業が始まったということですが、これについて、事務局から意見はありますか。

事務局  
(府川主査) 坂本委員のご発言のとおり、許可前に作業が始まったということは、違反転用の状況であるということだと認識します。  
以前の違反転用の案件同様に、原状回復し、それを確認後に許可するのが妥当と考えます。  
原状回復の確認方法についてですが、委員の皆様にご確認いただく方法と、事務局に確認を任せる方法の二案が考えられます。

議長  
(草野会長) 只今の事務局の説明のとおり、原状の回復をもって許可をすることが妥当だと思いますが、確認作業について、委員の皆様からご意見はございますか。

9番  
松本委員 再度の現地調査ですと委員の負担も大きくなりますので、事務局の確認を進めてよいかと思います。

議長  
(草野会長) その他に、委員の皆様からご意見はございますか。

—意見無しとの声有り—

議長  
(草野会長) それでは、この案件については、原状回復の状況を事務局で確認の後、許可をすることにしたと思います。  
その他、委員の皆様からご意見、ご質問はございますか。

—意見無しとの声有り—

議長  
(草野会長) ご質問が無いようですので、お諮り致します。  
議案第3号について、番号4番の案件以外は原案のとおり可決し、番号4番については、是正状況を事務局で確認後許可することでご異議ございませんか。

—異議なしとの声有り—

議 長  
(草野会長)      ご異議無しと認め、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、そのように可決致します。  
次に、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可処分の取消願いについて、事務局の説明を求めます。

事務局  
(草野係長)      議案書の 6 ページをお開き願います。  
【議案第 4 号を朗読し、審議事項を説明】  
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(府川主査)      議案説明書 15 ページをお開き願います。  
議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可処分の取消願いについて、ご説明致します。  
それでは配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。  
議案説明書 16 ページをお開き願います。  
申請地は好間町、登記地目は田、転用面積は 488 m<sup>2</sup>です。  
申請地は、一般分家住宅として転用許可を得ましたが、事業を実施しないこととなったことから、転用許可の取消願いが提出された案件であります。  
説明は以上です。

議 長  
(草野会長)      只今、事務局より、議案第 4 号について説明がありました。  
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

事務局  
(府川主査)      番号 1 番の事案につきましては、許可処分の取消であるため、事務局のみで現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議 長  
(草野会長)      只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。  
  
－意見無しとの声有り－

議 長  
(草野会長)      ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。  
議案第 4 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。  
  
－異議なしとの声有り－

議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可処分取消願いのについては、原案のとおり可決致します。 次に、議案第5号、現況確認証明願いのについて、事務局の説明を求めます。
事務局 (小川係長)	議案書の7ページをお開き願います。 －議案第5号を朗読し、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (勝沼主査)	議案説明書17ページをお開き願います。 議案第5号、現況確認証明願いのについてでございます。 次の、18ページをお開き願います。 また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。 それでは、説明させていただきます。 番号1番、申請地は四倉町、公簿地目は田、現況地目は原野でございます。 面積は、437㎡でございます。 非農地化した経緯につきましては、当該地は30年以上耕作を放棄していたため、雑木が繁茂し原野化し現在に至っております。 番号2番、申請地は四倉町他1筆、公簿地目は田及び畑、現況地目は、原野及び山林でございます。 面積は合計で723㎡でございます。 非農地化した経緯につきましては、当該地は30年以上耕作できずにいたところ、雑木が繁茂し原野、山林化し現在に至っております。 番号3番、申請地は四倉町、公簿地目は畑、現況地目は原野でございます。 面積は、833㎡でございます。 非農地化した経緯につきましては、当該地は平成30年に申請人が相続した土地であります。相続前から永年耕作を放棄していたため、雑木が繁茂し原野化し現在に至っております。 以上3件、登記地目を現況地目に合わせるため、現況確認証明願いが提出されたものです。 説明は、以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第5号について説明がありましたが、ここで現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

2番  
坂本委員 議席番号2番、坂本和徳です。  
番号1番から3番の事案について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。

議長  
(草野会長) 只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。

—意見無しとの声有り—

議長  
(草野会長) ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。  
議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議無しとの声有り—

議長  
(草野会長) ご異議無しと認め、議案第5号、現況確認証明願いについては、原案のとおり可決致します。  
次に、議案第6号、いわき市農用地利用集積計画について、審議致しますが、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に、議席番号17番、菅波一郎委員と議席番号21番、和田正人委員が該当しておりますので、一時退室について、よろしくお願ひします。

—菅波一郎委員、和田正人委員退室—

議長  
(草野会長) それでは、議案第6号、いわき市農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(小川係長) 議案書の8ページをお開き願ひします。  
—議案第6号を朗読し、審議事項を説明—  
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(西山主任) 議案説明書19ページをお開き願ひします。  
始めに訂正がございます。  
議案説明書23ページをお開きください。  
番号8番の案件が取下げとなりましたので削除願ひします。  
続きまして議案説明書の27ページをお開き願ひします。  
機構借入の取下げに伴いまして、番号8番に伴う機構貸付であるの番号37番が削除となります。  
続きまして議案説明書20ページをお開き願ひします。

事務局  
(西山主任)

令和2年度第1号、利用権の新規設定について(転貸)の、借り手が17名から16名に、貸し手が26名から25名に、対象筆数の田が63筆から58筆、畑が20筆から19筆に、面積が田72,476㎡から67,852㎡に、畑が9,806㎡から9,025㎡となります。

続きまして議案説明書22ページをお開き願います。

農用地利用権設定地区別総括表、新規転貸について、平地区の借り手が15名から14名に、貸し手が24名から23名に、筆数が68筆から62筆に、面積が57,694㎡から52,289㎡となります。

また、平地区の利用権設定区分10年以上の欄及び備考の欄について、筆数が田48筆から43筆、畑20筆から19筆に、面積が田47,888㎡から43,264㎡、畑9,806㎡から9,025㎡になります。

これにより、合計の借り手が17名から16名に、貸し手が26名から25名に、筆数が83筆から77筆に面積が82,282㎡から76,877㎡になり、利用権設定区分10年以上の計が筆数、田58筆から53筆、畑20筆が19筆、面積田69,094㎡が64,470㎡になります。

また、備考の計が筆数、田63筆から58筆、畑20筆から19筆、面積が田72,476㎡から67,852㎡、畑9,806㎡から9,025㎡になります。

以上、お詫びの上、訂正致します。

議案説明書20ページをお開き願います。

農用地利用集積計画第1号から4号の内容について説明致します。

第1号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転貸する事案でございます。

実施地区は、平、小名浜、好間。

借り手16名、貸し手25名、対象筆数、田58筆、畑19筆、面積、田67,852㎡、畑9,025㎡となっております。

第2号は、新たに利用権(賃貸借)を設定する事案でございます。

実施地区は、小名浜、四倉、小川。

借り手3名、貸し手7名、対象筆数、田17筆、面積、田26,720㎡となっております。

第3号は、新たに利用権(使用貸借)を設定する事案でございます。

実施地区は、四倉。

借り手1名、貸し手1名、対象筆数、田3筆、面積、田2,098㎡となっております。

第4号は、期間満了に伴い、利用権(賃貸借)を再度設定する事案でございます。

実施地区は、四倉、遠野、小川。

事務局 (西山主任)	<p>借り手3名、貸し手4名、対象筆数、田17筆、面積、田17,542㎡と、なっております。</p> <p>なお、議案説明書36ページまで農用地利用集積計画の各号の詳細な説明は省略させていただきます。</p> <p>以上、第1号から4号の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>農用地利用集積計画については、以上です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第6号について説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。</p> <p>－意見無しとの声有り－</p>
議 長 (草野会長)	<p>ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。</p> <p>議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>－異議無しとの声有り－</p>
議 長 (草野会長)	<p>ご異議無しと認め、議案第6号、いわき市農用地利用集積計画については、原案のとおり可決致します。</p> <p>それでは、菅波一郎委員、和田正人委員、入室願います。</p> <p>－菅波一郎委員、和田正人委員入室－</p>
議 長 (草野会長)	<p>次に、議案第7号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (小川係長)	<p>議案書の9ページをお開き願います。</p> <p>－議案第7号を朗読し、審議事項を説明－</p> <p>詳細につきましては、担当者が説明致します。</p>
事務局 (西山主任)	<p>議案説明書の37ページをお開き願います。</p> <p>議案第7号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について、でございます。</p> <p>次のページをお開き願います。</p> <p>農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見</p>

事務局  
(西山主任) の決定について、説明致します。  
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、いわき市が作成しました農用地利用配分計画（案）について、意見を求められたためお諮りするものです。  
番号1番、土地の所在は山田町外1筆、現況地目は田、面積、田680㎡、外2件、詳細につきましては、記載のとおりです。  
なお、農用地利用配分計画（案）は、一度農地中間管理事業により貸借されていた農地について、受け手の変更の申請があったため、改めて農用地利用配分計画（案）が作成されたものです。  
また、借り手は農地中間管理機構へ借受者として登録された方の中から選定されております。  
農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項及び福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程第13条のとおり、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。  
説明は以上です。

議長  
(草野会長) 只今、事務局より、議案第7号について説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。

—意見無しとの声有り—

議長  
(草野会長) ご質問が無いようですので、お諮り致します。  
議案第7号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議なしの声有り—

議長  
(草野会長) ご異議無しと認め、議案第7号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定については、原案のとおり可決致します。  
次に、議案第8号、いわき市農業委員会事務局規程の改正について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(野木係長) 議案書の10ページをお開き願います。  
—議案第8号を朗読し、審議事項を説明—  
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(金成主査)

本日お配りしている資料1をお開き願います。  
議案第8号、いわき市農業委員会事務局規程の改正について説明致します。  
地方公共団体において、行政需要の多様化を背景に、一般職非常勤職員を雇用しています。  
令和2年4月1日に新しい非正規公務員の雇用形態である会計年度任用職員制度が始まることとなりました。  
2の事務局規程改正の主旨ですが、事務局職員の任免については、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、総会の議決をいただいております。  
会計年度任用職員は、その性質から臨時的任用の雇用形態に変わりなく、雇用事務と事務引継ぎの効率化を図ることを目的に、会計年度任用職員の任免について、事務局次長専決とするよう同規程の改正を求めるものです。  
併せて、事務局に置く職員についても、主任技能員及び技能員を位置付けるため、規程の改正を求めるものです。  
2ページは、規程の改正内容です。  
3ページは、新旧対照表です。  
4ページからは、事務局規程の改正全文の案となります。  
説明は以上です。

議長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第8号について説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議長  
(草野会長)

ご質問が無いようですので、お諮り致します。  
議案第8号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声有り－

議長  
(草野会長)

ご異議無しと認め、議案第8号、いわき市農業委員会事務局規程の改正については、原案のとおり可決致します。  
次に、報告事項となりますが、ここで10分間の休憩とします。  
再開は、10時35分とします。

－10分間休憩－



議 長 (草野会長)	<p>それでは、再開します。</p> <p>報告事項ですが、報告第1号から報告第6号まで、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (草野係長)	<p>議案書の11ページをお開き願います。</p> <p>—報告第1号を朗読、報告事項を説明—</p> <p>議案説明書の39ページをお開き願います。</p> <p>農地法第3条の3第1項の規定による届け出について、報告致します。</p> <p>3月は25件の届出がありました。</p> <p>合計面積は、田90,774㎡、畑52,926㎡、合計143,700㎡でございます。</p> <p>以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。</p> <p>議案書12ページをお開き願います。</p> <p>—報告第2号を朗読、報告事項を説明—</p> <p>議案説明書の45ページをお開き願います。</p> <p>農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告致します。</p> <p>3月は9件の届出がありました。</p> <p>合計面積は、田3,230㎡、畑4,373㎡、合計7,603㎡でございます。</p> <p>以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。</p> <p>議案書13ページをお開き願います。</p> <p>—報告第3号を朗読、報告事項を説明—</p> <p>議案説明書48ページをお開き願います。</p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告致します。</p> <p>3月は37件の届出がありました。</p> <p>合計面積は、田14,390㎡、畑15,496.96㎡、合計29,886.96㎡でございます。</p> <p>以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。</p> <p>議案書14ページをお開き願います。</p> <p>—報告第4号を朗読、報告事項を説明—</p> <p>議案説明書58ページをお開き願います。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知について、で報告致します。</p> <p>始めに、議案説明書の訂正をお願いします。</p> <p>番号4番の賃貸人の氏名に誤りがありましたので、訂正をお願いします。</p> <p>3月は10件の通知がありました。</p> <p>合計面積は、田17,220㎡、畑1,821㎡、合計19,041㎡でございます。</p>

事務局 (草野係長)	<p>以上、合意解約の通知がありましたので、報告致します。 報告第5号及び第6号については、野木係長より説明致します。</p>
事務局 (野木係長)	<p>議案書の15ページをお開き願います。 －報告第5号を朗読、報告事項を説明－ 議案説明書の61ページ、62ページをお開き願います。 引続き農業経営を行っている旨の証明書について、報告致します。 3月は計5件、贈与税の納税猶予と不動産取得税の徴収猶予についての案件でありました。 合計面積は、田34,509.71㎡、畑12,263.00㎡、合計46,772.71㎡でございます。 審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付致しました。 以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。 続きまして、議案書の16ページをお開き願います。 －報告第6号を朗読、報告事項を説明－ 議案説明書の63ページ、64ページをお開き願います。 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、報告致します。 3月は1件、合計面積は、田14,549㎡、畑5,388㎡、合計19,937㎡になります。 審査の結果、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であるものと判断し、証明書を交付致しました。 以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。 報告は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>以上、事務局説明のとおり、専決処分及び合意解約の報告でありますので、ご承知願います。 以上をもちまして、本日の議事は全て終了致しました。 続きまして、協議事項に入ります。 令和3年農作業労働賃金標準額について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (金成主査)	<p>資料2をお開き願います。 令和3年農作業労働賃金標準額について、協議をお願いするものであります。 策定のスケジュールについては、2ページのとおりです。 6月の総会から協議をいただき、11月の総会で協議を終え、その後JA福島さくら農業協同組合と協議し承認をいただき、12月の総会に上程のうえ、1月下旬で印刷、その後の配付を予定しております。</p>

事務局  
(金成主査) す。  
1 ページにお戻りいただき、本日の協議事項でございます。  
例年価格算定の参考資料としているアンケート調査について、本年度も実施するか否かをご協議願います。  
実施する場合は、本日から5月22日までをアンケート調査期間とし、農業委員の皆様にご協力をお願いします。  
次に、標準額の算定根拠についてでございます。  
昨年度の協議の際に、算定の根拠について、それぞれの項目の根拠データを整理する必要があるとのご意見をいただきました。  
今年度の協議では、それらの根拠データを精査、採用するかご協議願います。  
なお、想定されるメリットとデメリットは記載のとおりです。  
本日は主にこの2点の協議をお願いします。  
また、次回以降になりますますが、昨年度から継続検討とされた項目の協議を行いたいと考えております。  
主に、新設を検討したトラクター取付けの草刈機などがございます。  
説明は以上です。

議 長  
(草野会長) 只今、事務局から説明がございました。  
それでは、協議に入りたいと思います。  
まず、スケジュールについては、例年通りということですが、委員の皆様からご意見はございますか。  
併せて、アンケートを実施するか否かについてご意見を願います。

—意見無しとの声有り—

議 長  
(草野会長) ご意見が無いようですので、例年通りアンケートを実施するという事よろしいですか。

—異議無しとの声有り—

議 長  
(草野会長) それでは、次に算定の根拠を精査するかについてご意見を伺います。

5 番  
藁谷委員 議席番号5番、藁谷昭夫です。  
算定の根拠になる数字はあった方がよいのではないのでしょうか。

議 長 (草野会長)	それについて、事務局からは意見はありますか。
事務局 (金成主査)	委員の皆様からご意見をいただいておりますので、算定の根拠となる計算式については、できる限りお示しする形で資料を作成したいと考えます。 なお、その数字を採用するか否かについては、今後の協議でまとめていただくことですので、参考として考えていただいて問題ないかと考えます。
議 長 (草野会長)	それでは、事務局で算定の根拠を資料に記載するという進めていただきたいと思います。 また、昨年度も協議を進めた内容については、引き続き今年度も協議をするということをお願い致します。 協議事項は以上となります。 次に、その他に移ります。 まず、事務局から何かございますか。
事務局 (野木係長)	事務局から、お配り致しました資料について御説明致します。 1 【資料3】 農業者年金 加入・受給状況内訳 ➡説明した。 2 【資料4】 農業委員会事務局 事務分掌・配置図 ➡配付した。 3 令和2年度事業計画書 ➡配付した。 4 新型コロナウイルスに関する資料（国資料） ➡配付した。
議 長 (草野会長)	ありがとうございました。 只今の事務局説明を含め、その他、委員の皆様から何かございますか。
16番 木幡委員	議席番号16番、木幡仁一です。 今般の、新型コロナウイルス感染症の対応を受けて、インターネット環境を利用したビデオ会議の導入の検討はされませんか。 他の農業委員会では、この事態を受けて、どのように総会を開催しているのでしょうか。 この会議室を利用するのであれば、インターネット環境と、端末があれば、システムの構築は可能であると考えますがいかがでしょう

16番 木幡委員	うか。
事務局 (野木係長)	インターネット環境の構築や端末の確保について、対応が可能であるか市情報政策課等関係機関に確認する必要があります。 全国的な対応については、全国農業会議所及び福島県農業会議の情報等を確認したいと思います。
13番 鈴木委員	議席番号13番、鈴木理です。 そもそも本市農業委員会の総会については、書面議決等を行うという規定はありますか。
事務局 (太局長)	農業委員会法の規定では、委員の2分の1の出席を以て総会が成立するとされており、法及び市に書面議決の規定はございません。 そのため、総会の開催が必須となっております。
13番 鈴木委員	議席番号13番、鈴木理です。 県農業会議でも話題になっているのですが、総会の成立要件が委員の2分の1の出席ということであれば、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対策として、総会に一部の委員を欠席させるという考えもあるかと思えます。 その場合懸念されるのが、どの委員に休んでもらうかということかと思えます。 また、総会の出席皆勤者には会長表彰もあるかと思えます。 今回の件で欠席を求めた場合、その対応がどうなるかということもあるかと思えます。
事務局 (太局長)	具体的な対応策として、欠席をいただくというの、総会の規模を縮小するという点で考えられることかと思えます。 それについては、どの委員の方に欠席いただくか、又は、どなたかにその対応を一任するかなど、ご協議いただければと存じます。
議 長 (草野会長)	只今の対応に対して、委員の皆様からご意見はございますか。 —意見無しとの声有り—
議 長 (草野会長)	これについては、今協議が進められる状況ではないかと思えます。 大変かと思いますが、事務局で他の農業委員会の総会の実施状況などを確認いただき、情報をお伝えいただければと思います。

議 長 (草野会長)	また、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況などに応じて、協議をさせていただきたいと考えます。 その他に、委員の皆様からご意見はございますか。
12番 佐川委員	議席番号12番、佐川良平です。 昨年度に、耕作放棄地対策として、耕作放棄地対策協議会と意見交換など行いたい旨のお願いをしておりました。 本日、配られた業務計画では、反映されているのでしょうか。
事務局 (野木係長)	耕作放棄地対策協議会と意見交換というご意見に関して、具体的に日程や内容を記載はしておりませんが、業務計画の17ページに、各種研修等の実施とあり、主に認定農業者との意見交換という形で記載をしております。 耕作放棄地対策についても、農業委員の皆様や農地利用最適化推進委員、認定農業者の皆様との情報の共有が必要と考えますが、今後の研修等の場で、耕作放棄地対策協議会との意見交換について検討して参りたいと考えます。
議 長 (草野会長)	他に、委員の皆様からご意見はございますか。 特に無いようでありますので、以上をもちまして、いわき市農業委員会第25回総会を閉会致します。